

個人交付用の源泉徴収票等へのマイナンバーの記載不要

最近、源泉徴収票などへのマイナンバー（個人番号）の記載に関して、法律の改正があったようですが、詳しく教えてください。

1. 本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等にマイナンバーの記載はしない

平成27年10月2日に所得税法施行規則等の改正が行われたことにより、マイナンバー法が平成28年1月に施行された後も、給与などの支払を受ける方本人に交付する源泉徴収票等には、個人番号の記載を行わないこととなりました。改正前は、従業員など支払を受ける人に対して交付する源泉徴収票などについてマイナンバーの記載が必要とされていました。しかし、交付に伴って情報漏えいの危険が増すことやその防止のためにマスキングなどの経費が必要となることなどに配慮して、今回の改正が行われました。実務上の手間や情報流出のリスクが幾分軽減されることとなります。

個人番号の記載が不要となる税務関係（個人交付用）の書類は以下の通りです。

給与所得の源泉徴収票
退職所得の源泉徴収票
公的年金等の源泉徴収票
配当等とみなす金額に関する支払通知書
オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書

上場株式配当等の支払に関する通知書
特定口座年間取引報告書
未成年者口座年間取引報告書
特定割引債の償還金の支払通知書

※未成年者口座年間取引報告書及び特定割引債の償還金の支払通知書は、平成28年1月施行予定

2. 税務署提出用の源泉徴収票や支払調書にはマイナンバーを記載する

今回の改正で、個人交付用の源泉徴収票等への記載は必要でなくなりましたが、税務署に提出する源泉徴収票などには、やはりマイナンバーの記載が必要です。十分に注意する必要があります。

また、源泉徴収票以外にも、たとえば、講演会の講師または弁護士や司法書士などの個人に支払う報酬が年間5万円を超える場合には、その支払調書を税務署に提出しなければなりませんので、原則として、これらにもマイナンバーを記載することになります。ただしその場合、支払内容の確認などのために本人に対して交付する写しには、マイナンバーを記載してはいけないことになっていますので、この点についても留意が必要です。

3. その他

源泉徴収票や報酬・料金等の支払調書の作成のために、給与や報酬等の支払者は、支払う相手方から、本人確認を行ったうえで、マイナンバーの提供を受けなければなりません。

マイナンバーは「税」や「社会保障」など一定の目的以外に収集・使用することはできませんから、個人事業者である取引先への支払いや請求に関する書類に関して、マイナンバーの収集・記載をうっかりすることのないようにも注意が必要です。